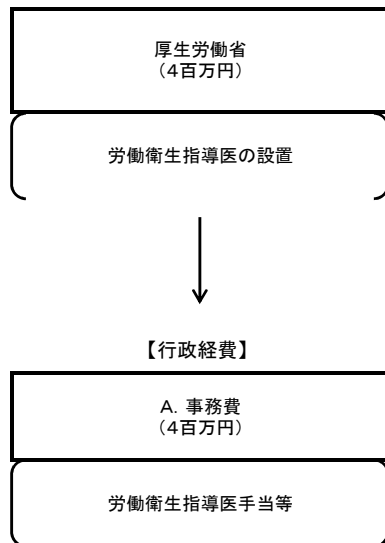


平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労働衛生指導医設置経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度開始		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第95条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、都道府県労働局長に対し意見を述べさせることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生法第95条に基づく、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。平成25年4月1日現在、都道府県労働局に計58名設置している。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	5	5	5	3	4	
		繰越し等						
		計	5	5	5	3	4	
	執行額	4	4	4				
執行率 (%)		80	80	80				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	全47労働局において労働衛生指導医を設置する。		成果実績	局	47	47	47	47
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成23年度まで】 全47労働局において労働衛生指導医の選任手続きを適切に行う。		活動実績 (当初見込み)	局	47	47		
	【平成24年度から】 労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸さないよう速やかに意見を求める。		活動実績 (当初見込み)	-			-	-
単位当たりコスト	59,741(円/労働衛生指導医一人あたり)		算出根拠	平成24年度予算額÷労働衛生指導医設置人数 =3,465,000円÷58人=59,741円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	非常勤職員手当	2.1	2.3	-				
	職員旅費	0.6	0.6					
	委員等旅費	0.6	0.6					
	庁費	0.1	0.1					
計	3.4	3.6						

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	社会的に注目を浴びる事業において活動を行うことがおおいことから、国民のニーズがある。また、国が指導医を任命するものであることから、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	都道府県労働局長の権限の発動に伴うものであるから、国で実施すべきである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	東電福島第一原発の作業員に対する健診命令を行なうなど、社会的に注目を浴びる事業において活動を行なうことが、多いため、優先的に実施すべきものである。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働者の職業病予防を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	労働衛生指導医一人あたりのコストとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労働衛生指導医の活動に必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	労働局長が健康診断等の指示を行うにあたり、助言を求めべき専門医を予め任命しておくことは、速やかかつ適切な実施において必要なことである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みのとおり労働衛生指導医を設置した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	労働衛生指導医の意見に基づき、健診指示等を行っている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	労働衛生指導医の活動が必要となる事案の発生に備え、その職務が確実に履行されるよう、適切な予算措置と任期の管理を行うことが必要である。また、有機溶剤や放射線対策など、労働衛生管理について労働衛生指導医の意見が必要となる事案が今後も見込まれること、成果目標及び活動指標を達成していることから、引き続き本事業を実施する。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労働者の職業病を未然に防止するべく、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	-	平成24年	1024

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位: 百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0